

契約プランの概要・料金のご案内

えがしら社会保険労務士事務所
〒811-0212
福岡市東区美和台7丁目17番12号
TEL:092-606-5965
E-mail:jiangtouy@gmail.com
URL:https://sr-egashira.com/



①労務相談顧問契約プラン（従業員数には常勤役員及びパート職員も含まれます） （定期訪問と労務相談などにより職場環境の改善などを支援する支援プランです）

毎月1回以上の定期訪問による人事・労務に関するご相談、職場環境改善に関するご相談、法律改正の最新情報などの提供及び雇用契約書などの労務管理に必要な書類の作成指導を行います。

※この契約プランには社会保険・労働保険等に関する申請書等の作成・提出代行は含まれません。

従業員数	月額(税抜き)	従業員数	月額(税抜き)
1～9名	5,000円	40～49名	25,000円
10～19名	10,000円	50～59名	35,000円
20～29名	15,000円	60名以上	別途協議
30～39名	20,000円		

（①～③の顧問契約プランの月額には別途消費税がプラスされます）

②基本顧問契約プラン

（①労務相談と社会保険等の書類の作成・提出代行を含む基本プランです）

上記①の労務相談顧問契約の相談業務に社会保険等の資格取得・喪失の事務手続き、雇用保険・健康保険の給付の支給申請、36協定等の労使協定書の作成・提出等の手続きを迅速・正確に代行政致します。

※労働保険等の新規適用、廃止・助成金申請・就業規則の見直し整備は別途スポット料金が必要です。

従業員数	月額(税抜き)	従業員数	月額(税抜き)
1～9名	15,000円	40～49名	35,000円
10～19名	20,000円	50～59名	40,000円
20～29名	25,000円	60名以上	別途協議
30～39名	30,000円		

③フルサポート顧問契約プラン

（②基本顧問契約プランに給与計算の代行をプラスした安心プランです）

労務相談、社会保険等に関する書類の作成・手続き及び毎月の給与計算・賞与計算・年末調整計算を正確・迅速に代行する充実したプランです。

（給与計算の代行のサポート範囲に応じて、下記の月額料金を変更させて頂く場合があります）

従業員数	月額(税抜き)	従業員数	月額(税抜き)
1～9名	25,000円	40～49名	65,000円
10～19名	35,000円	50～59名	80,000円
20～29名	45,000円	60名以上	別途協議
30～39名	55,000円		

※賞与・年末調整計算をご希望される場合は上記の月額料金以外に下記の料金が別途必要になります。

・賞与計算：下記の給与計算代行契約プランの1回の給与計算代行料金の**50%**が別途必要になります。

・年末調整計算：**80%**が別途必要になります。（但し、源泉徴収票の作成・発行は致しかねます）

◎スポット契約プランのご案内

(顧問契約締結の必要はありません、その都度ご依頼頂けます)

①給与計算代行契約プラン(毎月の給与計算のみを代行するプランです)

基本料金		単価		正職員・パート職員など	
10,000円	+	500円	×	給与計算対象人数	=合計金額+消費税

(給与計算の代行のサポート範囲に応じて、単価500円を変更させて頂く場合があります)

※賞与・年末調整計算をご希望される場合は下記の料金が別途必要になります。

・賞与計算:上記給与計算代行プラン料金の**50%** ・年末調整計算:**80%**の料金が別途必要です。

②就業規則の見直し整備

常時10名以上(パート従業員含む)従業員を雇用する場合は、法的に就業規則の作成・届出が義務づけられています。就業規則の内容に不備があれば行政指導を受ける恐れもあり、継続的な見直し整備は必修です。就業規則の見直し整備は、労働諸法令に精通した社会保険労務士に是非ご相談下さい。

就業規則見直し整備(全面見直し改定)	100,000円～ +消費税
就業規則見直し整備(一部見直し改定)	50,000円～ +消費税

③助成金申請の代行

会社の現状や利用目的に合わせて受給の可能性のある助成金をご提案してお手続きを代行致します。

助成金の申請には、専門知識を必要とし申請に必要な書類の準備に時間を要し、適正に申請をしなければ助成金が不支給となる場合があります。専門家である社会保険労務士に是非ご相談下さい。

○助成金が支給決定された場合の成功報酬のご案内

成功報酬	助成金額の20%+消費税(着金は不要です)
------	-----------------------

④障害年金のご相談・申請手続きの代行(支援)

障害年金の申請はご本人様やご家族様でもお手続きができますが、障害年金の申請手続きには関係法令や障害認定基準などを理解するだけでなく、診断書の取得や病歴・就労状況等申立書の作成など事務手続きに必要な書類の準備など、時間だけでなく労力もかなり必要とされます。

ご本人様の請求で障害年金を受給するにはかなりハードルが高いとすることができますので、障害年金の専門知識を持つ社会保険労務士に是非ご相談下さい。

○障害年金が支給決定された場合の成果報酬のご案内

○着金	20,000円+消費税
(着金は支給決定の有無にかかわらず、入金後はいかなる理由でも返金はいたしかねます)	
※着金には交通費・通信料などの諸経費が含まれています	
○成果報酬①	支給決定金額の2ヶ月分+消費税
○成果報酬②	年金初回振込額の10%+消費税
※障害年金支給決定の場合のみ成果報酬①または②の高い方をお支払いいただきます	
○診断書代、受診状況等証明書発行手数料(お客様にご負担いただきます)	

※着金につきましては、業務委託契約成立後にお支払いいただきます。